## 令和5年度 小・中学校等学校支援計画要項

隠岐教育事務所

### 1 目 的

学習指導要領、しまね教育魅力化ビジョン、しまね特別支援教育魅力化ビジョン、しまねの学力育成推進プラン、各市町村教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を通して学校の教育活動を支援する。

### 2 助言・指導を行う事項

- (1) 学校運営の改善、評価等に関すること
- (2)教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価に関すること
- (3) 県教育委員会の指導方針等の周知に関すること
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること
- (5) 学校教育その他、教育問題にかかわる情報の交換に関すること
- (6) その他、義務教育全般の充実・発展に関すること

### 3 種 類

### I 学校組織体制への支援

- 目的:研究、生徒指導等、組織的な取組の推進役を担う担当者への支援を通して、各学校の教育活動やOJTの充実に資する。
  - A 授業づくりに係る学校組織体制への支援
  - B 生徒指導に係る学校組織体制への支援
  - C 特別支援教育に係る学校組織体制への支援

## Ⅲ 学校・教育団体等からの申請に応じた支援

- 目的:学校・教育団体等の申請に基づき、教科等及び特定の教育分野(生徒指導、特別支援教育、人権教育、キャリア教育、情報教育、健康教育、学校図書館活用教育、 ふるさと教育等)における指導力の向上及び研究発表会、指定校事業等に係る支援を行い、学校・教育団体等の取組の推進・充実に資する。
  - D 授業づくり等に係る支援
  - E 生徒指導に係る支援
  - F 特別支援教育に係る支援

## 4 内容と留意事項

# I 学校組織体制への支援

A 授業づくりに係る学校組織体制への支援				
目的	各校の研究主任等との連携・情報交換等を通し、自校における校内研究や OJTの推進を支援する。			
回数	年2回			
内 容 · 方 法	①第1回 島前地区:4/20 島後地区:4/21(15:30~) 会場 島前地区:島前集合庁舎 島後地区:隠岐合同庁舎別館 ・講義「校内研究の位置づけと学力向上」 ・各校の計画や進め方等についての情報交換や相互アドバイス ②第2回 8/18 会場 隠岐合同庁舎別館 ・研究主任のニーズに応じたテーマで演習・協議(午前2時間程度)			
備考	・実施の約3週間前に実施要項を各校へ送付するので確認してください。			

B 生征	指導に係る学校組織体制への支援			
目的	学校の生徒指導体制と取組を聞き取るとともに、授業参観等を通して児 童生徒の状況を把握し、生徒指導の推進・充実に資する助言・指導を行う。			
回数	年2回			
内 容 · 方 <i>注</i>	① 今年度の生徒指導体制を聞き取ることを目的とし、生徒指導主任・主事と教育相談コーディネーターと面談。管理職との事前・事後面談。 (あわせて1時間30分)教育委員会や学校から要請があった場合は授業参観も行う。 ② 全学級の授業参観を通して児童生徒の状況を把握することを目的とし、授業参観後、生徒指導主任・主事との面談。管理職との事後面談。			
備考	・訪問に合わせてEの研修を行うこともできる。 ・原則として、事務所生徒指導専任主事と派遣指導主事が担当する。			

# C 特別支援教育に係る学校組織体制への支援

目 的

個別の教育支援計画・個別の指導計画を基に、特別支援教育に係る実態や要望を把握し、特別支援教育の推進・充実に資する指導・助言を行う。

## C-1:計画訪問

趣旨	個別の教育支援計画、個別の指導計画を基づき、障がいのある児童生徒の実態及び教育的ニーズを把握し、自立と社会参加へ向けた特別支援教育の推進、充実を図ると共に、自立活動に関する理解と、指導・支援の充実を図る。
回数	年2回(1,2学期に1回ずつ実施)
内 容 · 方 法	①管理職との面談(30分程度) ②授業参観 →特別支援学級(各教科、自立活動、合わせた指導の様子) →通級指導教室(巡回指導を含めた、自立活動の指導の様子) →通常の学級(ユニバーサルデザインに視点をおいた授業作りや、特別な支援を必要とする児童生徒への指導支援の様子) ③特別支援教育コーディネーター、担任等との面談(1時間程度) ④通級による指導担当者との面談(1時間程度)
備考	<ul> <li>・訪問日は事務所指導主事が調整し、決定する。時間設定などについては各校の特別支援教育コーディネーターと協議の上、決定する。</li> <li>・個別の教育支援計画、個別の指導計画の提示を依頼し、面談を行う。</li> <li>・特別支援学級を新設した学校には、年度初めに別途訪問する。</li> <li>・原則として、事務所指導主事、特別支援教育支援専任教員と派遣指導主事が担当する。</li> <li>・下記 C-2授業研究協議指定対象校については、2学期の計画訪問をこれに兼ねることができる。</li> </ul>

## C-2:授業研究協議

趣旨	自立活動についての理解を深め、さらなる指導の充実を図ると共に、特別支援教育の推進を図る。			
	令和3年度以降の指定校(下記別表参照)及び希望する学校 【別表】			
対 象	R3年度 都万小 五箇小 福井小 西郷中 都万中 海士中			
	R4年度 西郷小 <del>北小</del> 有木小 西郷南中 五箇中			
	R5年度 北小 磯小 中条小 海士小 知夫小中 西ノ島小中			

回 数	原則として2学期中に1回			
内 容	<ul><li>・特別支援学級、通級指導教室(巡回指導を含む)通常の学級の内、 1 学級の授業公開</li><li>①授業公開及び授業研究協議(原則、全教員参加による)</li></ul>			
備考	<ul> <li>・訪問日は事務所指導主事が調整し、決定する。時間設定などについては各校の特別支援教育コーディネーターと協議の上、決定する。</li> <li>・授業公開・協議は、略案又は密案を持って行う。経験研等と兼ねる場合は、経験研指定の様式による。</li> <li>・管内における他の特別支援学級担当者の参加を呼びかけることも可能・希望により、対象校以外の学校も実施可能</li> </ul>			

# C-3:管内特別支援学級新任担当教員·通級指導教室担当研修

趣旨	・今年度新たに特別支援学級・通級指導教室を担当する教員において特別の教育 課程に基づいた学習指導、学級経営・教室経営などの基礎的な知識を学び、日々 の実践に生かす。		
対 象	・初めて特別支援学級を担任又は通級指導教室を担当する小・中学校の教員 ・希望する者		
回 数	<ul><li>・年2回実施する。</li><li>第1回 会場:隠岐合同庁舎 期日:4/14(金)</li><li>第2回 会場:隠岐合同庁舎 期日:2月中旬</li></ul>		
内 容	・学級経営・教室環境・授業作り、個別の指導計画の作成及び活用・評価、自立活動の指導と評価、引き継ぎ、子どもの実態に応じた指導・支援のあり方など		
備考	・実施の約3週間前に実施要項を各校へ送付するので確認してください。		

# C-4:特別支援教育コーディネーター研修

趣旨	・今年度特別支援教育コーディネーターを担当する教員において、特別支援教育 コーディネーターの役割や業務等について学び、校内の特別支援教育の推進に 生かす。
対象	・今年度特別支援教育コーディネーターの指名を受けた教員 ・希望する者
回数	・年1回実施する。 会場:隠岐合同庁舎 期日:7/4 (火)
内容	・特別支援教育コーディネーターの役割と具体的な業務、校内連携の推進、関係機 関との連携の推進、外部リソースの紹介など
備考	・実施の約3週間前に実施要項を各校へ送付するので確認してください。

# II 学校・教育団体等からの申請に応じた支援

D 授業:	びくり等に係る支援					
目的	・授業づくりの事前協議や学校訪問を通し、各学校の授業改善、学力育成、 校内研究の推進に係る主体的・自主的な取組を支援する。 ・教育研究団体との連携を通し、教科等の指導力向上や教育研究の推進・ 充実のための取組を支援する。					
対象	・希望する学校					
対象   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
・研究授業、授業研究に係る助言・指導 希望する各校及び各教育団体の手続き ① 電話又は【別紙】で申し込む。 ② 各校または各教育団体の担当者と指導主事で日程を調整する。 ③ 確定後は、別紙申請書【様式1】を参考にして、教育事務所までに申請する。						
備考	・【別紙】は年度始めと夏季休業中の2回、各校に配付する。 ・年度途中の申請にも応じる。 ・原則として、事務所指導主事と派遣指導主事が担当する。 ・必要に応じて、可能な範囲で教育センター及び本庁各課の指導主事の協力を得る。					

※研究団体が、他事務所の指導主事を招聘する場合は別添資料①を参考にしてください。

E 生徒指	<b>  導に係る支援</b>				
	・各学校の生徒指導の推進・充実に係る主体的・自主的な取組を支援す				
目的	・教育研究団体との連携を通し、教育研究の推進・充実のための取組を支				
	援する。				
	・希望する学校(校内の一部の教職員、複数校の教職員でも可)				
対象	・希望する教育研究団体 ・希望する町村教育委員会				
	① 下記〈支援の具体例、研修内容例〉を参考にして、要請に応じた内容・				
	回数で行う。				
	②管理職との面談 (30分程度)				
	<支援の具体例>				
	① 生徒指導主任・主事等支援				
	・生徒指導体制に係る助言・指導				
	・ケース会議の運営に係る助言・指導				
	② 研修支援				
	・校内研修の企画、実施に関する助言・指導				
	・各種研修会における助言・指導				
	③ <u>若手教員支援</u>				
	・講師及び経験年数の浅い教諭の学級経営に関する助言・指導				
内 容	・講師及び経験年数の浅い教諭の生徒指導に視点をおいた授業づくりに関				
	する助言・指導				
	<u> </u>				
	・相談窓口や関係機関との連携に関する助言・指導				
	・教育相談コーディネーターの役割に関する助言・指導				
	・ケース会議の運営に係る助言・指導				
	<研修の内容例>				
	・アンケートQUの活用について ・保護者との連携について ・授業における生徒指導について ・不登校支援体制について				
	・教育相談の活用について・学級経営について				
	・いじめの認知について ・SC, SSWの活用について				
	<ul><li>・子どもとの関係作りについて</li></ul>				
	※上記の例に限らず、要請に応じた研修を行う。				
	希望する各校及び各教育団体の手続き				
	①電話又は【別紙】で申し込む。				
手続き等	②①を基に各校及び各教育団体の担当者と指導主事とで日程を調整する。				
	③確定後は、別紙申請書【様式1】を参考にして、教育事務所まで速やかに				
	申請する。				
	・【別紙】は年度始めと夏季休業中の2回、各校に配付する。				
<b>農 李</b>	・年度途中の訪問申請にも応じる。				
備考	・原則として、事務所指導主事と派遣指導主事が担当する。相談内容によ				
	っては、特別支援教育担当指導主事も合わせて担当する。				

F 特別式	を援教育に係る支援					
目的	・学校訪問を通し、各学校の特別支援教育の推進・充実に係る主体的・自主的な取組を支援する。 ・教育研究団体との連携を通し、教育研究の推進・充実のための取組を支援する。					
対 象	<ul><li>・希望する学校</li><li>・希望する教育研究団体(隠岐教研の専門部会等)</li></ul>					
内容	<ul> <li>・希望する教育研究団体(隠岐教研の専門部会等)</li> <li>①下記〈支援の具体例〉を参考にして、要請に応じた内容・回数で行う。</li> <li>②管理職との面談(30分程度)</li> <li>〈支援の具体例〉</li> <li>① 特別支援教育コーディネーター等支援</li> <li>・校内支援体制に係る助言・指導</li> <li>・校内支援委員会の運営に係る助言・指導</li> <li>・個別の教育支援計画、個別の指導計画作成に係る助言・指導</li> <li>・特別支援学級及び通級指導教室の教育課程の編成・実施・評価に関する助言・指導</li> </ul>					
・授業づくりに関する助言・指導 <ul> <li>希望する各校及び各教育団体の手続き</li> <li>①電話又は【別紙】で申し込む。</li> <li>②①を基に各校及び各教育団体の担当者と指導主事とで日程を調整す</li> <li>③確定後は、別紙申請書【様式1】を参考にして、教育事務所まで速や申請する。</li> </ul>						
備考	<ul> <li>【別紙】は年度始めと夏季休業中の2回、各校に配付する。</li> <li>・年度途中の訪問申請にも応じる。</li> <li>・原則として、事務所指導主事、特別支援教育支援専任教員と派遣指導主事が担当する。相談内容によっては、授業作り担当指導主事又は、生徒指導担当指導主事も合わせて担当する。</li> </ul>					

※特別支援教育支援専任教員は、必要に応じ、上記とは別途に 相談・訪問等を行います。別添資料を参考にしてください。

## 5 指導主事の担当等

職名	名	<b>名前</b>	担当
指導主事(兼) 調整監	億岐	史人	学校運営 等
指導主事	濱田	貴士	初任者研修 経験者研修 新任講師等研修 等
指導主事	角脇	幸子	特別支援教育 福祉教育 等
指導主事(兼) 生徒指導専任主事	藤野	みほか	生徒指導 キャリア教育 人権教育 等
派遣指導主事 隠岐の島町	永島	好喜	学校教育全般
派遣指導主事 海士町	永原	富貴子	学校教育全般
派遣指導主事 西ノ島町	中山	小夜	学校教育全般
派遣指導主事 知夫村	山下	裕次	学校教育全般
特別支援教育 支援専任教員	岡本	多恵	相談内容 通常の学級や特別支援学級における特別支援教育に関すること(別添資料②参照) まずは、電話でご相談ください。(08512-2-9775)

- ○事務所社会教育主事、各町村派遣社会教育主事による支援も要望に応じて行う。
- ○他教育事務所、教育センター及び本庁各課の指導主事等による支援も要望に応じて行う。

#### 6 その他

- (1) 初任者研修に係る学校訪問指導は、島根県初任者研修実施要項(青表紙本)に基づき別途実施します。
- (2)養護教諭・栄養教諭等への支援も対応も可能です。必要に応じて、教育センターや本庁と連携して支援します。申請書は必要ありませんので、個別にお問い合わせください。
- (3) スタートカリキュラムに関すること、保小の接続カリキュラムや交流活動に関することなどへの支援も可能です。
- (4) 学校支援計画について不明な点があれば、下記へお問い合わせください。

隠岐教育事務所 学校教育スタッフ 濱田 貴士 🖫 08512-2-9778

## 別紙 ||学校・教育団体等からの申請に応じた支援

※添付書不要です。

支援を希望される学校・団体は、4月28日までにFAXまたはメールしてください。

宛先	隠岐教育事務所 担当者	宛 【FAX 番号 08512-2-9777】
	学校名・教育団体名	担当者名
送信者		

## Ⅱ 学校・教育団体等からの支援に応じた支援

↓該当にOを	種類	担当者	電話番号	メールアドレス
	D 授業づくり等への支援	濱田 貴士	08512-2-9778	hamada-takashi @edu.pref.shimane.jp
	E 生徒指導に係る支援	藤野みほか	08512-2-9776	fujino-mihoka @edu.pref.shimane.jp
	F 特別支援教育に係る支援	角脇 幸子	08512-2-9775	kadowaki-sachiko @edu.pref.shimane.jp

(1) 指導主事等に求める支援内容について簡単に記入してください。

※学校支援計画要項に記された支援の具体例を参考にして、記入してください。			

(2) 希望する時期・期日・時間帯や回数などわかる範囲で具体的に記入してください。

※できるだけ、実施可能日を複数日設定していただけますようお願いします	ナ。
------------------------------------	----

お問い合わせは隠岐教育事務所 濱田 (08512-2-9778) までご連絡願います。

<sup>※</sup> この用紙を基に、担当者と指導主事とで日程を調整します。

確定後は、別紙申請書【様式1】を参考にして、教育事務所まで速やかに提出をお願いいたします。 ※ 学期途中の申請希望にも応じます。その際は電話又はこの用紙でご連絡下さい。

あくまでも参考様式です。隠岐管内の指導主事が訪問する際は、学校の様式で提出されて構いません。

【様式1】

隠岐以外の指導主事を依頼する場合は、この様式で提出をお願いいたします。

令和 年 月 日

隠岐教育事務所長 様

隠岐教育事務所以外の指導主事の場合

(例) 島根県教育センター所長 様

学校(団体)名

校長 (代表者) 名

## 学校訪問指導等申請書

このことについて、下記のとおり計画しましたので、指導主事等の派遣をお願いします。

記

	※複数日希望の場合、下にまとめて記入してください。
期日及び時間	令和 年 月 日 ○○:○○ ~ ○○:○○
教科領域等	
担当指導主事名	
日 内 授業者 教科等 授業の学年 主な協議内容 等	※申請内容について具体的に記載してください。 ※指導案を使う場合、略案で行うか密案で行うか、選択して記入してください。
連絡事項等	※学校以外の教育研究団体が申請する場合には、開催場所を記載してください。